

第6回魚沼市小出郷文化会館 管理業務民間委託 市民・行政協働検討会議 会議録

平成26年9月24日（火） 19:00～21:10

魚沼市小出ボランティアセンター 多目的室

委員

出欠	氏名	所属	出欠	氏名	所属
<input type="checkbox"/>	関 良 則	魚沼文化ビジョン21事業 推進委員会委員長	<input type="checkbox"/>	渡 部 弥一郎	堀之内連合自治会長
<input type="checkbox"/>	田 中 恵美子	〃 副委員長	■	大 平 二 郎	干溝区長
<input type="checkbox"/>	アナボヌ実砂子	魚沼市小出郷文化会館 企画運営委員会副委員長	■	丸 山 隆 志	湯之谷地区自治会長 連絡協議会長
<input type="checkbox"/>	平 井 正 尚	魚沼市まちづくり委員会 会長	<input type="checkbox"/>	山之内 喜 七	広神地区区長会会長
<input type="checkbox"/>	上 田 眞 蔵	魚沼市小出郷文化会館 友の会会長	<input type="checkbox"/>	穴 沢 健 一	守門地区区長会副会長
			■	浅 井 稔	入広瀬区長会会長

事務局

出欠	氏名	所属
<input type="checkbox"/>	星 正太郎	魚沼市市民課長
<input type="checkbox"/>	猪又 孝	魚沼市市民課文化振興室長
<input type="checkbox"/>	吉田 元	魚沼市文化振興室係長
<input type="checkbox"/>	大竹 芳幸	魚沼市市民課文化振興室主任

< 出席 欠席 >

1 開 会

2 あいさつ

委員長 こんにちは、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。今年第1回目ということで思い起こしてみますと今年3月に3地域で市民説明会に平井さんと一緒に参ったわけですがそれぞれいろいろな意見があるのを聞いてきました。その後行政で検討していただき、今回事前に配っていただいた中にもありますが、市長が期限を区切って拙速のないように指示されていると書いてありますが、文化会館が発行している文書にもありましたので、丁寧にやっているんだと思いますごしてまいりましたが。9月になって第1回の検討会と半年ぶりになりましたのでいろんなことが研究されただろうし、皆さんもいろんな話を聞いただけろうし、考えたと思いますので、限られた時間ではありますがよろしく願いいたします。

3 報告事項

事務局 農繁期真只中ということで、気がもめる方もいらっしゃると思いますが、よろしく願いいた

します。連絡ですが18年間勤めていただきました櫻井俊幸さんは退任され顧問となっております。後任の館長ですけれど民間の方からと考えておりましたが、今現在候補者見つからず当面の間、市民課長の私が館長を事務取扱として4月より兼務させていただいております。週3日間半日と自主事業の時は会館に勤め、業務を行っておりますのでよろしくお願いいたします。

市民意見交換会の報告ということで資料 NO. 1 の事前配布されている資料を説明させていただきます。3月5日広神のコミュニティセンター、3月11日に堀之内の公民館、3月18日こちらボランティアセンターで市民の皆様からいろいろなご意見をいただきました。ご意見の中には文化会館の民間委託について賛成、反対の意見や、民間委託への思いをいただきましたがそのままでは整理がつかみませんので、類似した質問や意見をまとめさせていただきました。1ページ目ですが、民間委託するにあたっての主な質問をまとめさせていただきましたが「なぜ民間委託しなければならないのか。」「指定管理への移行はいつごろか。」という意見がございました。個々の意見については違いますが、大まかにまとめると次のような質問となります。回答につきましては、3回の説明会について事務局側の私と前任の櫻井館長現在顧問と八海室長の意見をまとめたものでございます。その中で直営では厳しいと回答をさせていただいております。それから移行はいつになるのかについては、当初、市の行政改革実施計画にあたります集中改革プランでは、27年4月からということで動いておりましたが、基本計画が作成される中で市民が基本となった財団法人という方向性が出てきました。そうしますと、先ほど話がありましたが市長が拙速に事を進めるな、市民の皆様の盛り上がりの部分を大事にしたいということで、27年4月からは無理であるという回答させていただいております。2ページ目ですが維持管理費の関係、経費のねん出方法のご質問が出ております。上から5行目で5,795万円でございます。正職員の給料を除いてそのように回答させていただいております。3ページ目ですが新しい財団法人とは、具体的にどのような形態なのか。市民参加はどのように担保するのかということで、3月時点での質問に対する回答をさせていただきました。4ページ目ですが指定管理された後に文化事業はどこが担うのか。市との係わりについてのご質問ですが、そちらに書いてありますとおりでございますが、文化会館で現在行なっているコンサートとか演劇等の自主事業は、魚沼文化自由大楽実行委員会がすでに実行委員会形式で事業を取り扱っております。事務を取り扱っているのが市の職員ですので、民間委託された場合にどのようにするか実行委員会と協議していくと回答させていただいております。会館運営スタッフの考え方、専門性を担保できるのかということで、ご質問いただいております。財団法人に移行した場合、市の職員を一定期間派遣させるということも考えていると回答させていただいております。6ページ目ですが、民間委託に対して賛成という意見と反対の意見がございましたので、主だった意見を書かせていただいております。これについても事務局の方で回答させていただいておりますが、同一の方からの質問がありましたが、質問の内容で区切らせていただいております。7ページですが、これは質問というか意見ということで、文化会館のあり方で出てきていますので、前の質問と関連性があるものありますが、切り口を変えてまとめてみました。9ページの文化振興に関する意見・質問については、こちらについても今

後の魚沼市の文化振興をどのようにするかということですが、主に生涯学習課との関係でいくつか質問がありましたが、今後の課題となりますのでまとめさせていただきました。10ページの市政に関する意見ですが、市政全般にかかわる意見も出ています、直接民間委託と係わるものはありませんがまとめて載せさせていただきました。このような内容のご意見を頂戴し、先般市の内部検討会の中では、もう少し整理し、パブリックコメントと同様に、エクセルのシート等にまとめて解りやすくしたほうが良いという意見がありました。合わせて今日、皆様のご意見をいただきまとめて一般公開したいと考えております。

事務局 今の件について質問等ございますでしょうか。

委員長 パブリックコメント方式で整理し、一般公開するということでしょうか。今日のこの場では皆さんからはここに書いてあること、書いていないことなどご意見をいただいているのでしょうか。

事務局 この後の議題のところの説明させていただきますが、昨年度皆様からご検討いただきました基本計画がまだ（案）がとれておりません。市民に公開した中でこの基本計画（案）について市長に上げまして、市民・行政協働検討会議としてこのようにまとめたということで市長の決裁を受けて基本計画の（案）を取りましたら、今日皆様から頂いたご意見、回答につきましても市民の皆様公開し進めて行きたいと考えています。

委員長 今の報告に関することについて質問はありますか。

委員 報告に関する意見については別にありません。我々協働検討会議が主催しまして委員長、副委員長が出席いたしまして3会場で実施し、出た質問をQ&Aの形でまとめたものでありますが、今の説明ですとこれからパブリックコメントを取って通常1ヶ月くらいやっていますが、市民説明会をやったのは3月で、今日の26年度に入ってから人事異動等で職員が忙しいのは解っているが、半年も過ぎての第1回の会議では問題であり、検討の経過も忘れてる。また委嘱受けている期間も来年3月31日までですと半年位しかない状況では、これからパブリックコメントを例えば10月に一回やって、市長決裁では11月となりますと実施計画（素案）についても並行して進めるという段取りとなっているが実施計画（素案）についての検討し、まとめるという責務はあると思うが、継続性の観点からいうと非常にブランクがあるためこれはちょっと猛省を促したいと思えますし、これからのスケジュールをたて進めて欲しい。実施計画についてはもっと内容が多く、さらに細かく、専門的・高度な内容となっていますので私も含め委員の皆様も十分噛み砕き理解してほしい。時間的にもハードであるため持ち帰ってシュミレーションしていただきながら進めてほしい。時間がない中でまとめてくれと言われてもいい加減の仕事もしたくないのでお願いしたい。

事務局 会議が9月までずれ込んだ事については、お詫びを申し上げます。基本計画のパブリックコメントについてですが、当初市民行政検討会議は、パブリックコメントに代わる位置づけでございますので、今後の実施計画の段階でパブリックコメントを考えているというお話を以前からさせていただいたと思います。今回市民検討会議のご質問に対する回答で、パブリックコメントに代わるものという形を取って行きたいと考えております。それから、実施計画についても昨年3月の時点で当初担当者が拵えたものを、大分いじっております。そういった関係で手が回らな

ったということで大変申し訳ございません。これから頑張ってやらさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

委員 今、平井さんが言われた通りですけれども一応27年4月ということを入れてきた訳だ。が、我々も今後友の会をどうするかについて、全然見えてこないですね。一応任期が今年度で私を含めて役員は終わるといふような事を言っているが、これが決まらなると辞められないので大体の見通しはたっていないのか教えてほしい。

事務局 事務方とすれば、先ほど申し上げました通り、当初集中改革プラン、行政改革プランでは27年4月から指定管理にだそうという考えで進めてきましたが、このためには10月に指定管理の検討会を始めなければならないというスケジュールになっております。そうすると基本計画で謳われております、市民の皆さんからの財団法人という動きのなかではとても間に合うものではございませんので、今現在事務方とすれば、1年先送りと27年の10月の指定管理の審査の中に、財団法人を、市民の中から立ち上げた財団法人を審査していただいて、28年の4月から移行ができればベストであるという考え方をしております。ただこれには市民の皆様からの財団法人という一つの流れがございますので、行政が財団法人を作ったのでは今までの18年間の文化会館の流れを変えてしまうということになりますので、行政は側面側からの支援という考え方を今現在しております。ただ、いつまで経っても気分が盛り上がらなければ、基本計画は基本計画として、行政の方でもっと積極的に働きかけをしていかなければならないというところはございます。その辺の見極めについては、市民の動き、内容によって変えて行かなければと思います。

委員長 期限は今のところわからない？

事務局 28年の4月を目標にしています。

委員 市民が立ち上げるといふ話だけでも、現実的には動くわけないと思うし、よし私がやりましようなんて人がいるとは思わない。

委員長 半年ぶりなので、みなさん自由に話してから議題に入ってみましょう。

自由討議

委員長 それでは議事(1)基本計画(案)についてですけれども、じゃあ事務局の方から基本計画について(案)を取りたいということですがいかがでしょう。また直営という話も出ておりましたがいかがでしょう。

事務局 先ほど話が出ております、市民意見交換会、それから皆様のご意見を伺った中で基本計画(案)の方向性が違っているのでは無ければこのまま市長の方の決裁を取りたい、この、方向性について違うということであればご検討いただければなと思います。ただ、現状と課題等について違いないわけではないわけで、従来から言っておりますように市民を主体とした財団法人が設立されることを目指すべきであるという、基本計画の13ページの部分が重要な所なのではないかなと思います。それから、実施計画(素案)の方に触れますけれども、実施計画(素案)で謳っております内容と、基本計画の14ページ実施計画に盛り込む内容について若干食い違っております、これは内部検討会議で指摘があったところがございます。今後実施計画を説明する中で、それについては触れて行きたいと思ひます。

委員長 基本的に大きく変わる所がなければこの案を取りたいという事務局側の提案ですが、皆さんいかがでしょうか。市民意見交換会では直営ではダメなのかというところが、大きく違ひていまし

た。

事務局 直営がなぜダメなのかについて、現状と課題、現在会館を安全に運営するための人的な問題とうことで謳っておりますので、直営をするということは考えられません。

委員 3月の説明会の中身で私は、それでいいと思います。最後17ページですね。ここでは委員会のあるべき姿の検討という事があるわけですが3回の説明会を行ったということも、当然ながら書いてもらわなければいけませんし、これから市長決裁に上がるのであれば、今日、平成26年9月24日に第5回目になる市民協働検討会の意見をに入れていただくこととなります。

事務局 そのようにさせていただきます。

委員 先ほど質問にあったように、できればこの会場では何人、この会場では何人かとカッコ書きでも入れていただければ。

委員長 それではここで案がとれ、繰り返しになりますけどこの直営ということはもう聞くことはないということでもいいですよ。この16ページの民間委託の反対意見について。実施計画の中でいい工夫ができればこの心配はカバーできる可能性が高いと思うのですよ。これは根本にふれて否定しているところではないのですが。

委員 市民説明会の復命は市長には上がっているのか。

事務局 まだ上がっていません。

委員 報告書ぐらいは上げた方がいい。

事務局 この資料にて市長に上げる予定です。

委員長 皆さんこれで、地元に戻って直営がいいということも言わなければならない。絶対直営は認められない。ただ実施計画のなかで皆さんの意見を反映していけるようこれから努力をして行くから賛同していただき実施計画の(案)を取って実施計画に移らせてもらいます。

委員長 皆さんいかがですか？

委員 案なんていう段階ではないと思って来ています。当然実施計画の素案が出てきているわけですから、計画は案じゃないはずですよ。ですからどうもこればかりでなく、例えば中学校の統合問題も2年も3年も案として出てきているわけですよ。そんなスローペースで物事をやっていたのでは先に進まないと思いますよ。したがってさっき委員が言ったように我々には半年しかないという状況とすれば、今まで基本計画が案だとすれば、私はすでに案だと思っていません。これを早く事務処理していただかなければダメだめ、そうでなければ実施計画に移行できない。一つ一つをきちんと早めに決まりして前に進みましょう。

委員長 わかりました。大方の方がおっしゃいましたけど、民間の人に任せるとその言葉だけで済ましてほしくない、それだけじゃほったらかして上手くいくんじゃないと、私もそう思うんですけど、館長の方は我々が全面に出れば形が悪いということだけでも、その話を聞いた上でもやっぱり行政にはある程度、責任、主導権、たたき台を含めてやっていただくとの条件付きでこの案をとってよろしいでしょうか。みなさんそれでいいですか？

委員 はい。

委員長 そういうことで案を取ることにしました。

事務局 ありがとうございます。

委員長 それでは(2)実施計画(素案)について入りたいと思います。

事務局 実施計画(素案)の概略を説明させていただきます。実施計画(素案)につきましては、前回第4回で、皆さんに提出させていただいたものにつきましては、主な目次の部分だけだったとい

う事で記憶しております。今回に付きましてはその目次等に沿って、内容を記載させていただいております。非常に長編で作られておりますので、概略だけになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。まず実施計画（素案）ということで、9月3日版になっております。こちらの方はそれぞれ文言ですとか内容につきまして若干わかりやすく操作している部分もありまして改善させていただいております。まず1番ですが概況ということで、目次で見いただきますと2ページ、3ページ、それから概況、はじめにというところから5ページになります。でホールの運営形態等はじめの方に書かせて頂きました、2番法令等につきまして、国で13年、24年と法令の整備が進んできたという内容になっております。6ページですが、3番市民アンケートの報告、4番会館の特徴ということで構成する公設民営型のホールということで記載させていただいております。それから5番、会館の現状ということで、18年間、全国的にも高い評価を受けているというそんな現状を掲載させていただいております。それから7ページですが、6会館の課題ということで正職員が毎年削減されているということで、緊急性をもって早い対処が必要だということで書かせていただいております。それから8ページに入りますと、大項目のⅡ、法令等における責任者としての責務ということで書かせていただいております。1番は芸術文化振興基本法について記載させていただいております。2番劇場、音楽堂等の活性化についての法律と言うことでそれぞれ書かせていただいております。3番はその活性化のために取り組みに関する指針ということで、記載させていただいております。この指針につきましては、①設置者に関する事項が始まりまして②番、設置者、運営者双方に関する事項、それから次のページですが、それぞれ項目がありましてそれぞれの活動内容等、国際交流、調査研究、その安全管理を記載させていただいております。それから④番ですが、12ページになります。諸計画における施設の位置づけについて、①総合計画ということで記載しておりますが、ア、イとありますが、後期基本計画の中身につきまして記載しております。それから2番ですが、これは魚沼市文化振興基本計画、魚沼文化ビジョン21に沿っての内容になっております。ビジョン21につきましては、5年間で継続的に文化振興につきまして内容を審査させていただいております。アの土の巻から始まりましてウの水の巻、まで3項目あるという状況です。それから③基本計画案ということで基本計画に付きましての使命、目標、その次のページの14ページの運営モデル、運営方針、運営形態組織等、記載させていただいております。それから15ページですが、指定管理者制度につきましての詳細をここに記載させていただいております。指定管理者制度も平成15年から始まった新しい制度だということで、認識していただければと思ひます。それぞれの項目に指定管理者の役割とかサービスを記入させていただいております。それから16ページ、基本計画案における運営主体と業務について記載させて頂いておりますが、ここが非常に重要な部分でありまして、運営主体としては市民が主体となった財団法人が設立されることを目指すべき、また施設管理と一事業が一体で指定管理業務とする事が望ましい。このため、市民が主体となった財団法人が設立されるというようなことを目指すことを書かせて頂いております。管理業務とそのソフト事業、自主事業につきましても一体で指定管理する事が、方針としては望ましいという事を書かせて頂いております。それから17ページで、大項目Ⅲで業務の内容と設置者と管理者業務範囲としております。1番から施設の設置目的及び指定管理者に期待する役割ということで、私どもは、当初からこの魚沼市小出郷文化会館のコンセプトとしまして、中段の所にありますが、子供たちの感性を磨く場となることを目指す。地域文化の中核施設として人と人をつなぐ場を目指す。文化芸能振興を通して地域の発展を目指す。それぞれその項目につきましては変わ

らない視点で運営をして頂けないか、そこについて記載させて頂いております。

2番、3番につきましては管理物件と業務の範囲ということで書かせて頂いておりますが、その3番のところで、業務の範囲についてですが、小出郷文化会館の施設の維持管理と貸館事業それから主催して行う事業、いわゆる自主事業の運営をして頂けないかというこの3項目を揚げさせて頂いております。18ページですが、その下段の方で4番、設置者が行う業務の範囲ということで、①～③を記載させて頂いております。次のページですが、設置者が行う業務の範囲の中に④でモニタリングの実施、⑤持続的改善の仕組み、⑥インセンティブ、わかりづらいところですが、いわゆる外部団体の補助金を獲得した場合について、その補助金は指定管理者の収入とするというそのような内容になっております。⑦評価基準を設けさせていただき設置者は評価、検証し管理者へその辺留意点等につきまして定期的に確認する流れになっております。20ページですが、施設の運営にかかる基本的事項ということで指定間、これはお金、期間をどのくらい、それから誰に任すかその辺の重要な部分ですが、指定管理が5年では明らかになりづらい、つまり文化事業につきましてはなかなか2年や3年では目がでてこないですし、ある程度の実績を踏まないで経験値が上がらず、なかなか反映されないということで、指定管理期間は10年が良いのではないかとということで10年を設定し記載させて頂いております。それから後、下の項目につきましては時間ですとか事業の収支ですとかその辺の報告につきましては、今までの文化会館条例に定められた基本のものを用いて検討するというような形になります。22ページに入りますが、大項目4で指定管理者がおこなう業務の基準ということで、今度は指定管理者の方の基準ですが、1番、施設等維持管理業務に関する業務の基準ということで、①環境維持、環境維持の中には施設と設備につきましての維持管理を記載させて頂いております。23ページですが、貸館業務に関する業務の基準ということで、貸館の関係につきましてここにうたってあります。24ページですが、魚沼市との協定により主催して行う事業、自主事業に関する業務の基準ということで記載させて頂いております。ただこの項目につきましては、自主事業は魚沼文化自由大楽実行委員会で担っておりますので、実行委員会の意見をもとに、どうするかということこれから検討するというような形になっております。自主事業を業務とした場合につきましては、ア～オまでの事業を実施していただけないかというようなことを謳っております。25ページの2番ですが、組織に関する業務基準ということで、組織につきましては統括責任者を定め、アーツ・マネジメント、舞台、音響、照明の技術者を確保しようということを謳っております。26ページの経営に関する業務基準ということで資金調達とか事業の計画書、報告書等につきまして記載させて頂いております。27ページにつきましては、法令等の遵守ということで記載させて頂いております。③情報管理ですが、個人情報というのが非常に厳しいというような状況ですので、その辺の保護を適切に管理して頂きたいことを記載しております。28ページからは参考資料ということで非常に難しい部分ではありますがそれぞれの法令等資料を添付させて頂いております。実施計画につきましては、非常に中身が濃くなっておりIからVまでの大項目を皆さんから議して頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。

委員長 ありがとうございます。

事務局 若干補足ですが、まず5ページからの前段の部分でございますけれども、これは基本計画に謳われている内容の抜粋等々とお考え頂ければよろしいかと思います。それから8ページの法令の部分でございますが、当初私どもの事務方で作りました、たたき台の中では事細かな法令の条項

毎に何をしなければならないということで、指定管理者がやらなければいけないことを細かく謳っておりましたけれども、あまり細かくしてしましまして、指定管理者が身動き取れないような形になってはいけませんので、少し言葉は悪いですが、荒っぽく書き方にさせて頂いております。

17ページ以降が、指定管理者と魚沼市が協定書を結ぶ際の協定書になりうるものということで当初作っておりましたけれども、この中に余りにも細かいことを入れても厚くなりすぎるので、こちらについてもかなり削り込んだ内容になっております。ただ、これを初めて見られた方にとってはかなり細かいなという印象を受けられるかと思っております。その辺について皆様からご意見を伺った中で検討して参りたいと思っております。それから22ページ以降のところ、いわゆる市民意見交換会の中で、住民の監視コントロールが効かなくなるのではないかというような部分とか、人材の育成をどうするのかというような部分をこういうような形で解決したいよというようなことで謳ってございます。住民の監視コントロールについては19ページのモニタリングと20ページの評価・協議期間ということで、市民の外部有識者それから指定管理者と市で評価する機関を設けるといような形で考えております。25ページでございますけれども、当初事務方案では、いわゆるアーツマネジメント、舞台技術、音響技術、照明技術の専門家を雇用するというような書き方で進めておったわけですが、それですと非常にハードルも高くなりますので指定管理団体に育成をするという考え方にしております。そういった部分がどのように捉えられるかと思っております。24ページ自主事業の内容つきましても前段の上質のクラシック、それから演劇、ミュージカル、ダンスというのが今の自主事業で行っている内容でございますし、ポップス系の音楽コンサートとか演歌芸能は、お楽しみ企画等でたまにやるものというような内容になっておりますが、ここまで詳しく謳っていいのか、あるいは会館の18年間のクラシックの顧客に対する部分からすると外してはいけないうようなことも、また皆様からお伺いしていければなと思っております。28ページ以降の条文の中で、45ページからになりますか、市の条例を謳っていますが、ここまでは必要ないのかと個人的に考えを持っています。その辺につきましてもご意見を頂けたらと思っております。9月12日に行われました内部検討会の中では、この前段の部分はもっと簡略化した方がいいという意見が出ております。そういう意見がありますが、今の委員の皆様にはとりあえずこれでお話をして、ご意見を伺った中で方向性を定めて行けたらと思っております。

委員長 最後にあった庁内の会議ではこういう事をやったわけですか。

事務局 はい。

委員長 かなり皆さん理解されるのに時間がかかるじゃないですか。

事務局 説明については、今説明した程度のことを私の方でさせて頂いて、それについて職員からの意見を聞いたということです。

委員長 いい意味で行政は理解したということでしょうか。

事務局 今日は皆様にご意見を伺った中で簡略化あるいは修正する部分を踏まえてもう一度庁内検討会議を開いてまたフィードバックしていくという形になりますのでもう何回か皆さんとのキャッチボールを思っております。

委員長 今日は皆さん思ったことしか言えないと思うのですが、このタイムスケジュールは今後どうなるのですか。例えば、今日は思っていたことを聞いて下さい。一月後に皆さんにしっかり読み込んで来てもらってやってくれとか、もしくは一斉に意見をもらうんだとかそういうスケジュールは、どうなっているのか。

事務局 はい。私の考えの中では、今回皆様の方に簡単ですけれども説明をさせていただいて、今日皆様のほうでこのところはどういう考えなのだというような疑問点をお伺いし、また庁内検討会議で出てきている、もっと簡略化というような部分を踏まえて再度、実施計画案を更にブラッシュアップして皆様の方にご覧いただき、そのうえで冒頭申し上げましたようにこちらの方パブリックコメントの前に市民の皆様にお集まり頂いてご説明すると、いうかっこうになりますので、これについてもあと一回か二回程度の会が開けるかと思っております。

委員長 正直言って自分自身からみても分からないものだから、

事務局 市民意見交換会の中でのこういった部分についてはどこへ書いてあるとか、私は会館の民間委託についてはこういう考えをもっているんだけど、どこに反映されているかと、いうようなことでご意見をうかがってその部分があれば説明させて頂いて、なければその部分をどうするかと考えております。

委員長 思ったことをざっくばらんに意見として出してください。

委員 この26ページに、資金調達のところで、市からほとんど金を出してくれるという言い方だろうと思うんだけど、今までとほとんど変わらない。寄付金というのはだいたい、サポートの人たちが寄付金という形で出すけども、年々減って100人もいなくなっている現状から考えると厳しいだろうな。市民が関心を持ってと言うのはどうすれば持ってくれるか、例えば株式みたいにして金出してくれてなればまた関心がでるが、今のままの状態では、関心を持ってと言われてもね。クラシックなんかは全くわからないし、私が友の会をやっているわけですけど、友の会の入会に2,000円をもらって、それで3,000円以上サービスするわけですが、それでも人数が増えない。今300人が欠ける状況。一時300人が出たこともあったのですけれども、この人口の中で300人も金をださない。そんな状況なのです。実際、それでサービスと言って招待券を出したってみんな来ない。それくらい市民は文化会館に対して関心が薄い、まあ金返出してまで行きたくない。したがってそうすると今文化会館に来る人達はもう大体決まっている。いかにしたらそれがうまく行くのかっていうのをね。やっぱりもうちょっと全体として考えないと、この後指定管理者が出来た、運営なんかまったく市が出してくれなければ運営なんかできない状態になるんじゃないかなっていう気がしてるのです。そのへんで盛り上げるには何するか。子供たちの感性というので昨日、おとといですか「夢ひかり」を見て感動したわけですけども、あれは最高に成功したものです。ああいうものももっともっとできて行かないと、私は関心が薄い。子供を使うと市民の関心は高いのです。だから何か例えば市民の演劇。魚沼一座があったんですが、なくなってしまいました。そこへもっと若い人が入って市民劇場みたいになってくれば、またその親たちとか取り巻きが来るという、何かそういうイベントを考えて行かないとなかなかうまくいかないんじゃないかな。保育所の貸館なんかは満員になるほど来るわけなのです。そういうことをもう少しどこかで考えていかなければと思うのです。非常にこの金の問題は大変だなあと思います。

委員長 他にどうでしょうか。

委員 今のご意見頂いて誠にありがたかったけれども、うちのキッズミュージカルの中にもいろんな方がいまして魚沼市の方だけじゃなくて、実際には南魚の方が参加されたり、長岡の方が参加されたり、また柏崎から参加されたり。いろんなことをやっている方々がご父兄でいらっしやって、そこにいつも話に出るのが、魚沼市は本当に宝をいっぱい持っているのにそれを押し出していないで埋没させているなど、いつも話題にでるなど、市長が何をこの魚沼市でアピールしたいのか。

例えば本当に子育てにいい場所、仮にお父さんは東京で新幹線通勤したって土地は安いし、仮に新幹線通勤が高かったって子供が本当にここで育つからいいものがあるというものがあるならば、そういう打ち出し方をしてサポートするならば、そういう人が外からまた来るはず。少子化っていうならば外から来る魅力がこのパノラマの景色だったり、そういう教育が出来るものだったり、実際キッズ・ミュージカルも東京から名古屋から九州から佐渡からいろんなところから見に来て下さったのですけれども、そんな風なアピールが出来るものをここにいっぱいあるのに十分できてないよね。それがもう市がそういう風になったから、なったとしたら例えばですけれども子育てにいい土地という舞台を仮にするならば、子育てするには職が必要だということになったらどこかで工場を持ってきて下さいみたいなアピールをするとか。そういう軸となる糸みたいなものの文化会館が中心になるので、本当にそれを使っていないよなという風に感じて、そういう部分を前面に押し出す可能性はいっぱいあるのじゃないかな。そういうところに助成を使うとか、ただ子育てするのも本当にいい街だよって全国に有名になると全国からいらっしゃる可能性だっただけ出るんじゃないかなって思ったりするのですけど。もう一点ですけど資金調達って私の理解では今までの事業費ってありましたよね。事業してたその費用はまた事業費を市が補填することとある程度同じ金額をだすということと人件費も市が補填するという理解で私は読んでいますけど、それは間違っていないですか。

事務局 今までのところ順番によろしいですか。クラシックのファンというか、クラシックの部分だけでだんだんお客様が減ってきているというような部分で実は今、先程から話に出ております企画運営委員会、こちらの方は、26年度からメンバーを一新しまして、平井さんのほうから指揮頂きながら文化会館の目指す姿という部分でワークショップを開いて協議を頂いております。そういった中で、クラシック一辺倒でいいのかもちょっと裾野を広げられないか、私課長に就任する前からそういう風に思っていたわけでありますので、もう少し何かならないかなという思いはあります。せつかくの会館でコンサートをやって本当にコアなクラシックのお客様が200人、300人位しかいないで何百万も金かける、もったいないことですのでもう少し裾野を広げて大勢のお客様から来て頂きたい。文化会館が出来上がったときに何故多くのお客様が来たかという、周りに何もそういう会館がなくて音楽を聴けることが嬉しくて私は足を運んだ人間です。ただ周りにいろんな会館が出来、ポピュラーもやるようになったということで、今までと同様でクラシックだけでいいのかという部分の思いがございまして、24ページの公演事業のところではポップス系とか民謡とか事業に努力するやり方を、そういったものもやって欲しいな、という思いをここに載せてございます。それから、資金調達の関係では、いわゆる会館を維持管理をする為の費用につきましては、市と指定管理者との間で協議をして支出をすると、指定管理者の方で指定管理の計画書を立てるわけですね。そこで今までの会館と同じような維持管理をしていくにはこれぐらいの費用が必要ですよという計画書を出す。それによって市と協定をしてお金を払う。その中には当然人権費も考えていかないといけないと思います。それからソフト事業に係る費用は今魚沼市から魚沼文化自由大楽へ1,000万円の補助金がでておまして、これがその総合計画の中で事業費として認められているものです。内々の話ではそれを続けて行きたいという考えを持っておりますけれども、ただ1,000万円が維持管理費の方へ流れて行ってはいけませんので、きちんと区分けをして1,000万円の分は事業費として自主事業として使うんだよ、という考え方で行きたいと思っております。それから26ページに書いてあります、それ以外の利用料収入というのは、今年間市の方では500万位貸館で稼いでいるわけですが、

これをもう少し稼げる方策がないか、それから企業からの寄付金ということで、と言っていますが、副市長は企業メセナということで企業からの協賛金というようなものを考えられないか、これが財団法人になれば動きやすいのかな、と思います。今市の方ではお願いしづらい部分ですので、そういった考え方があります。それから文化庁の補助金を受けておりますけれども、これは財団法人になっても変わらずに補助金を受ける団体として認められる。ただ事業内容によって絞ってくる可能性があるわけなので、そここのところの折り合いをどうつけるか、そういった話があるかと思います。そういった部分で市からの委託料、事業補助金とそれ以外の部分についての記載を26ページにさせて頂いております。

委員長 今一通り応えて頂きましたけど、もっと詳しく聞きたい場合は質問してもらえば応えてくれると思います。他にいかがでしょうか。今日のところはあとですね、ここで協議がで尽くすわけがないだろ

事務局 またこれを読んで、感じになった事があればファックス、メール等で文化振興室の方へ送って頂ければありがたいですし、およそ一週間か二週間くらいの間であればお願いしたいなと思います。

委員長 一週間から二週間くらいの間これを一応目を通して、ご意見をこちらに寄せて頂ければありがたい。

委員 2月の18日に前回のこの協議検討会があったわけですね。その時にこの実施計画の素案、目次部分示されて今日初めて実施計画、事前配付できたけど、最後のこの条例等の参考資料を見ますと50ページか48ページの説明がございましたけれども、とってもまだ理解しにくい、ボリュームが多すぎてはたして一週間や二週間でできるかどうかわかりませんが、まず大前提として、この基本計画の当初は魚沼市と抱合ったのが我々の市民・行政協働検討会議との連名を入れた訳なので、実施計画（素案）についても同様に、これが連名、基本的に大前提として必要があるというふうに思いますし、さっきもずっと申し上げましたけれども、この自主計画の中の設備管理に係るところですね。それは実質その財団法人小出郷文化会館なんかかんとかという財団が出来るかもわかりませんが、その人達が指定管理を受ける為に、10月ですか毎年あるのは、それにプレゼンをして、よしこの財団法人なら市は小出郷文化会館を任せられる、まあ仕様書になるわけなのですよね。ですので、そういう点からいうと、もうちょっと丁寧な説明をいただかないと流した程度の説明では本当に分かりません。例えば著作権に関する部分なんていうのは非常にやっぱり専門的な知識を持った人でないと分かりませんし、いろんな分かりにくい部分があるので、そういったことをもっときちんと落ちついて取り組まないと、意見を言うにはちんぷんかんぷんな的を得ない意見みたいで疑問点も多いですね。これもまた事務方としても困るでしょうから、いずれにしろ基本計画は3回、4回示されて、市民説明会を例えば指定管理者制とはなにかそういった資料まで付けて申請したいわけなのです。ですからこの実施計画は専門的な分野が多いのでその旨をもっと詳しくということですし、さっきの庁内で内部検討会と言ったのはほんの10日前の12日でありますし、この内部検討会というのは文化振興室だけなのでしょうか。

事務局 庁内検討会議については、文化振興室それから生涯学習課、企画政策室、それと今年から財政室が加わっての、内部でこの計画等についてこの会議とご理解頂ければと思います。

委員 それ1回だけなのでしょうか。

事務局 今年入ってからは1回です。いえ2回です。ごめんなさい2回です。6月25日に1回やって

ます。

委員 その実施計画を今日我々に事前配布してもらったものは、9月12日に一回だけやって6月に1回やって。これと同じくらいのページ数。

事務局 6月の資料はもっと細かい当初の実施計画（素案）でした。

事務局 補足致しますけども、目次は別にして5ページから16ページまでの間は、いわゆる決まりごとというか、条例それから基本計画の部分を謳ってございますので、一番問題になるのは17ページからの部分が平井さんの言われている指定管理者との協定書に代わる部分ということで、みなさんに見て頂きたいのが17ページから27ページ。この部分を見て頂ければと思います。

委員 事前に頂きましたので、ちょっと本気で勉強しました。この非常に丁寧で、私はちょっと丁寧過ぎると思ってるのです。今課長の言われた部分は、ものすごく丁寧でなきゃならないんですけど、その前です、8ページから法令に関する内容のことが細かく書かれているのです。文章の最後には、ここもですね、本実施計画案において定める評価、協議機関において協議することとしますという、取扱が全部最後の行にくっついている。この部分はこんなに必要なのかなと。これはもう、文化会館のありよう、運営また基本的なものですので、実施計画でこれだけ説明する必要があるのかと、そんな感じを受けました。これの方が丁寧ですから、丁寧の方がいいのでしょうですけども、これが丁寧過ぎて、下手にボリュームが多くなってしまいますから、読むのが嫌なっちゃう部分が出てくるので、この辺も工夫してみてもいいんじゃないかという感じです。それから文字が少し間違っています。14ページ2行目、目指すとともにの共の字が間違ってますね。それから同じ間違いが、25ページの上から2行目、これは直しておいた方がいいんじゃないかと。

事務局 申し訳ありません。ありがとうございます。

事務局 言われた前段の法令部分は、大元の案はもっと丁寧だったのです。かなりはしょったつもりでいるんですけど、それぞれの項目ごとに協議機関によって協議しますと、まあくどいですがその辺はもっと整理していけるかと思えます。指定管理者の部分については、これもちょっとくどいかなあという気がしますので、もう少しこれはスリムにしたいと、庁内検討会議でもそういう意見が出ておりましたので、この部分については、皆様にご意見お聞きしながらもう少し整理していければなと思っております。

委員 17ページ以降はいくら丁寧でもいいと思うんですよね。

事務局 庁内検討会議の中では、協定書を別でつけたらどうだという極端な意見もあったんですけども、協定書というのは案を作ってそれを差し込んで頂くみたいな話もございましたけれども。

委員 今言われた評価協議機関というのは、20ページに書いてあるのですが、現在の企画運営委員会・顧問に関する規定を発展的に解消・統合し、新たに評価協議機関を設置するという事なんで、この評価協議機関はやっぱり公正公平の点から見ても私はこれが大事なことだし、ちゃんと書きとめておくべきだと思うんですけど、さっきの指定管理の話に戻りますが、私もそのさっきも言いましたけれども、株式会社須原スキー場の指定管理の時のプレゼン、私入れて実は3人スキー場の関係者がいたのですが、指定管理選定委員会のトップは副市長さんなのですね。副市長以下8人位いたのです。こういうふうに市が示した仕様書に基づいて我々は、こういった計画書を示して営業計画はこうで、です。ですので須原スキー場の指定管理を頂戴したいというプレゼンをしたのです。ですので文化会館も同様に、新たに設立するあるいは、設立された財団が副市

長をトップとする指定管理者選定委員会にプレゼンしなくちゃいけない。この仕様書の通りでクラシックをやりますし、ポップスもやりますし、著作権の管理もしっかりやりますし、施設のメンテナンスもきちんとやります。というようなことなので、はしょられる部分と、どうしてもやっぱりこれだけは、市が指定管理を出すわけなので、施設の設置者は魚沼市、当時は一部事務組合にでしたけれども、それはやっぱり設置者が責任上やっぱりはしょっちゃいけない部分というのもあると思うのです。さっきも言ったその部分が私もじっくり読みこまないと、ちょっとまだ分かりませんが、そういったことで省略できる部分と省略できない、なんかはきちんと実施計画にしなくちゃいけないんじゃないかなという気がしますし、一番最後に付けてある条例とかですね、それなんかは、実施計画のほかに資料編として別綴じしても別にいいのかなど。例えば劇場、音楽堂等の事業は別紙の資料を渡す。そうした書き方でいいかなって。いずれ、課長が最初に言ったように、パブリックコメントを求めるとか、また市民説明会を開くかどうか分かりませんが、やっぱり分かりやすくするという風にそういった作り方、条例だとか法律だとか別綴の資料にしてぼんとお渡ししてしまう。いう作り方もあるのかなと思います。まあ、これからの検討です。

委員長 今日はある程度の時間、これをやってその他なんていうのは時間がとれるんですか

事務局 特にないのですけれども、いろんな方々が来られてるので、また連絡とかあればという風に。

委員 いくつか質問があるのですけれど、1つはそのリスク分担で大規模改修というのは文化会館がやるってということになると思うのですけれど、今自身実際にこの1年この2年の大規模改修の計画ってあるのですか。何で聞くかという、トイレがあっちこっちで水が漏れているし、トイレがホントに臭いというか、おのおの方がおっしゃることなので、あれって大規模改修の1つになるのじゃないかなって思うのですけれども、それをしとかないで委託するのか、この1～2年で大規模改修の計画があるのか、それが一つ気になっていることのひとつです。もう一点は、平井副委員長がおっしゃられた20ページの評価協議機関、ここがもう少し意外と大切なところなのでもう少し、書かれた方が、例えばこの協議会が結局みんな忙しい忙しいって先延ばしになって年間3回は開かなければならない。よくわからないのですけれど、もう少し細かくてもどうなのですかね。それはわからないのですけれどという感じ。ここって大事な組織だと思っているので、そう感じました。それともう一点感じてること、3点目なののですけれども、冒頭の専門職、専門職と出てくるのですけれども、舞台監督の専門職であったりとか、照明の専門職だったりとか、本当にこれだけの人口のところに専門職を1人雇い入れてできることの予算があるとは、私は思えないので、どう考えてもそれなりにできる方、私も何人かとお話ししてみたんですけど、やっぱりいろんなことをなさりたい、ご自分でもそれだけの専門職を持っている方はいろんなことをなさりたい、と思ってらっしゃるので、可能なのは民間委託、業務委託例えば一年間でこれこれの事業をしていただいて、例えばいくら払いますみたいな、そういうことになるんじゃないかなこの土地の規模の人口を考えると。それって私の読み取りでは、その後ろの法律にあたる劇場法を見ると、私の理解では設置として、専任としていなくても大丈夫と理解しているんですけど、それは間違っていないですか。という質問です。

事務局 大規模改修については、今会館の方で懸案となっている事項がいくつかございますので、それについては市の方で、企画サイド、財政サイドと協議をして大規模改修計画を上げていきます。それについては当然、市の費用負担ということで考えております。トイレの関係がありましたけれども、これだけの会館で実はトイレがウォシュレットではない。これについてはあんまり経費

をかけないで、何とか主要ないわゆる出演者が利用される楽屋のトイレとか身障者用とか、そういったところだけでも何とか出来ないかなというところで、27年度の予算に要求する段取りで進めている所なんです、それについては、予算要求をがんばっていきますということなわけですけれど。

委員 ウォシュレット以前にすごい臭いですよね。水もすごい茶色いですよ。

事務局 それについては、トイレの水については、浄水ではなくて井戸の水ですので、本田病院の近くの方から、送ってる水なんです。消毒はもちろんしてますし、館の清掃もしているのですけれども色のついた水になりがちだと、というような経過がございます。飲み水については水道の水ですので大丈夫です。

委員 あっちこっちが漏れてますよね。子供が報告に来るんですよ。「水漏れてますけどー」子供が報告に来るぐらい、意外とだだもれなんですけど。

事務局 そういった部分については、お客様に危険が及ぶ状況になっていけばすぐに修繕をしたいと思っております。他にも、ドアのパッキンが外れてるとか、18年使ってますので結構ガタが来ているところがございます。何より一番今、懸念されるのが天井の雨漏り、そういった所から改修していかなければならないという状況になっておりますので、その辺については順番に優先度の順に進めさせて頂きたいということをお願いいたします。トイレの臭いについても、いろいろな要因があると思います。企画運営会のワークショップの中ではトイレが臭いということが出ておりました。それから評価協議期間の関係ですけれども、ここでは年間の開催日数ですとか、何人くらいとか細かいところまでは謳っておりません。そこまで必要だということであれば謳っていきたいと思いますけれども、あまりにガチガチにしまして、動けなくなるのはいけないかなと思ってちょっとこういう書き方にさせて頂いております。それから専門職の関係については、25ページの下から8行目ぐらいですね、ようするに専門知識がある者をそれぞれ1名以上雇用あるいは養成する事と、という書き方にしております。必ずしも雇用、当初立ち上がりから雇用する必要はないけれども、その指定管理期間の前期終了、5年間ですが、5年間の間に育成をして下さい、という書き方にしております。例えば今文化会館にいる非常勤職員をそのまま財団法人の職員とした場合に経験年数を積んでその人たちから、いわゆる専門的な人材として活動していただくには一定の期間が必要になると、内部で育成するという事を考えております。外部から入ってくるという事ももちろんございますけれども、それこそ全国で活躍するような舞台監督を読んで来てということになれば、おっしゃるように経費が莫大なものになってしまいますので、そこまではとてもできない。そこまです希望はしてない。という考え方です。

委員長 せっかく来ていただいて時間もないんで、なきやないでいいんですけど、順番に一回りしますので何かありましたらお願いします。

委員 もっともっと検討するところがあるんだなあという意識です。今の館の職員を見ていて、とても忙しすぎてかわいそうだなと思っておりますし、これがそのまま指定管理にいつて正職員に採用なんかできるのかなど。結果的には今の臨時職員では給料も安いし、苛酷なので入れ替わりが激しすぎて慣れたと思ってもういなくなって、次から次へ入れ替わってますね。この状態で館を運営するには非常に難儀。もっと雇用を長くしてやらなかったらね、慣れても運営がされない感じがされてるのですよ。名前も今でも分からなくてそんな状況もありますので、運営ももう少し今の状態のうちも来年もう一年あるのか考えて運営してもらいたいなと思います。

委員 12ページのところで避難救助の実施について 避難誘導程度で救助なんか手が回るものですか。

事務局 今現在ですと、いわゆる客席誘導とか、あるいは基本的には災害を想定した上で年に2回避難訓練は行っておまして、一応ボランティアと言いつつも有償でやってるなかでは、職員及び、客席、誘導係におきまして大規模なコンサートがある場合については人員を配置しています。そういう状態の研修というものはこのまま続けて行くというような形で行っていかなければならないという風に思っております。またあの消防署とも含めて研修あるいは人命救助関係等の研修等も行っておる方はおります。全職員が完全に受けるというわけではなく、今後もそういう部分については行っていかなければならないものと思っております。できるだけボランティアというスタッフについても、若返りとはいいませんけれどもある程度実働的な人たちにも声をかけて広がっていくような形になればいいなとは思っているところなんですけども、例えば女性消防団員がそのまま単にボランティアという形で加わってくれたらとか、ということも企画の仕方を考えていかねばいけないかなど。例えば話ですけど、救助の部分でいえば、今職員にはAEDの訓練を受けさせております。そういった部分で例えば会場にいらっしゃるお客様が突如気分が悪くなるといったような場合も対応できるようにというイメージでございますので、例えば大規模災害で建物がガラガラガッシャンになった時に、そこから救助するところまでできるかどうかという、それはもうある程度、一時的なものは別として、専門家に任せなければいけない部分かと思っておりますけれども。一応そういうようなものについてのマニュアルというか対策をして下さいという意味でございます。

委員 だったら避難救護ってのも、救助っていう、私は感じました。

委員長 では救助というこの言葉が、まあどうか再検討でしょうか、必ずしも変えるということではないので、後でご検討下さい。

委員 公演事業でクラシックとか演劇、ダンスとかなんかそれ以外に何か催し物があるのではないかと考えてるんですけど。今はぼんとでないんですけど。これ以外に何か観客を動員するような物を検討してみてもいいかなと思います。

事務局 この24ページの出だしの部分の上質の、当初事務局案では上質のクラシックコンサートだったんですよ。で、私はあえてクラシック系にさせていただきました。ちょっと枠を広げようという部分で。その次のポップスについても、ポップス系というものを入れさせていただいて、指定管理者が実施事業をする時にあんまり縛りがなくて、幅広くお客様が来て頂ける内容をやっていただきたい。ということで、これについては23ページの下から10行目ぐらいでしょうか、貸館事業に関してお客様のニーズについても反映させて下さいという部分で、お客様がこういうものであれば聴きに行きたいなという内容を積極的にやって頂きたいが為に、ここのところを、ちょっと、ちょっとだけぼやかした書き方にさせて頂いています。ですからこういった貸館なんてガラッと変わるかもしれないですね。会館のコンセプトを全く無視して、例えば年がら年中カラオケばかりやってたとか、そういった使い方ではたしていいのかという部分からするとガラッと変えてしまうのはどうなのかな。ただ今、市民の皆さんが求めてらっしゃるものをお聞きした中で、ある程度質の良いものをお客様に提供するという部分は譲れないのかなど。ただここに書いてあるものだけではなくてその他のものについても、実施できるように各ジャンルの公演内容公演数は、指定管理者の判断ということで、それについては、評価協議委員会で検討するということです。それをやって、良かったねということになればまた、そういう方面に進めて頂ければと言うことになると思います。何しろせっかくのものでありますから、お客様からいっぱい来て頂いて、いわゆる自主事業の事業費というのは、市からの補助金とお客様の入場料収入、それからス

ポンサー料とか、あと国とかいわゆる文化振興を図っている財団の事業に対する補助、そういったものになりますので、有効に活用するためには、大勢のお客様から来て頂いてなるべくその事業に対する、手持ちのお金の持ち出しをなくするというのが一番だと思います。ですので、このところをちょっとぼかした言い方にし、もっとこういうものを入れた方がと意見があればそれを反映させていけるのかなあというふうに思っています。

委員 いいですか。

委員長 はい。

委員 私はさっきから言ってますけれど、今のみなさんと同じなのですけれども、とにかくあの市民の皆様から足を運んでもらいたいということなのですよ。もっと親しみやすい何かを、ここにうたいこむことができないでしょうけれども、考えることができないのかな。前のやつを見ると30%だとか何とか言っていましたよね。もう少しあってもいいんじゃないか。たぶん30%という近くの人ばかりじゃないかと思うんですよ。何かがないかなあ。確かにちょっと期待だけですけれども。

委員長 ありがとうございます。

委員 ちょっと気になりましたのが、専門職ってということが気になるのですけれども、先程おっしゃられたのは、養成するというので今いらっしゃる新しくパートの方を養成するみたいなのはわかったのですけれども、専門職っていうのは、そういう照明とかどこか舞台監督とか、そういう意味でも専門職なので、なんか全然知らない人を養成していくということでもあるんですけれども、そんな人たちを連れてくるつもりはないとおっしゃったのが、ちょっと気になって、そんなに高いお金でなくても、そんな方々はいらっしゃると思うのでそういう、雇用計画というのも考えた方がいいんじゃないかなと思いましたので。専門職という言葉の意味として、そこが専門職だよなと感じました。

はい。ここまでのところで先程委員から、ご意見頂戴しております。こんなのをやればみんなが行くんじゃないのというような、お話も聞かせて頂ければこれから27年度の事業を計画するわけですので、そういった中にも反映できるかと思えますし、それについても先程申し上げました企画運営委員会の方でどういうジャンルをやった部分まで触れて、今お話をいただいているところでございます。

事務局 私も何回も申し上げておりますけれども、多くの方から足を運んで頂きたい。会館が満杯になるような無料の自衛隊コンサートだけでいいのか、という想いがありまして。参考までに自衛隊のコンサートの、無料の入場券が一日でsoldoutしてしまったという部分がございます。ただ自衛隊のコンサートに魅力があるのか、その辺分析しなければいけないんですけれども、そういった部分は重々考えておる部分です。それから専門職の部分で、今年実は会館のメンバーが大幅に変わって5人非常勤職員として新しい人間、それからご承知のように一人が3月で退職して、室長が代わり、職員が1名異動して、1名入ったというような形でメンバーが入れ替わっております。そういった中でございますので、とても専門的に実施事業の時に舞台照明、音響を賄えない部分については今外部に委託しております。そういった部分はあって当然だと思いますけれども、みんながみんな委託するんだと経費がいくらあっても足りなくなるので、せっかくの職員をそういった部分で照明とか音響を育成していきたい。そのためには、委員からお話がありましたように、非常勤職員の入れ替わりが非常に一年契約で賃金も安いと、言うような状況で過酷な状態でございますので、何とか安定した身分にしてやりたいというのが今回の指定管理者制度

に移行する目的の一つでもございます。そういった意味では不足の部分は委託をしますけれども、できるだけ専門職は育成をして行きたい。ただ、財団法人になった時に財団法人側が職員をどのように募集して、どのように雇用するかというのはまた財団の考えではございますので、そういう一流の人を雇用しようという考えでは無いわけではございません。ただ、市の考え方としては育成をして行きましょうという計画という所までであります。

委員長 何度も繰り返しになりますけど、私どもは、一市民の意見として皆さんの意見と同じなんですけど、やっぱりどうやって親しみをもっていただくかという、十数年前文化会館を作った時に私が言ったのは、何が一番大事かって言うと愛される文化会館になることだということを行った。愛されるようにならないければならないそれが一番だと。中身の事については、後からついてくると私は言ったんですけど、どうもだんだんやっているうちに愛よりも技術だったり、全国的なレベルがどうかそういった方に行き始めると市民がだんだん離れていく。ですから今回これの細かいところを見させてもらいますけど、これを契機に市民がもう一回愛するような、親しみのある文化会館にしてもらいたいと、下手を打つと立派なことを言ったけどこれを契機に離れて言ったよねってことにならないように。だから我々も何らかの力を出さないといけないけれども、行政の皆さんが側面からじゃなくて先頭に立ってもらって我々を引っ張っていただきたいと思います。今日お願いしますけれども、もう1回その愛のある文化会館になるようにお願いします。

委員 小出文化会館物語という本もありますけど、こういった民間の委託を契機に新文化会館物語を作っていくわけではなく、我々の役割の一つであるわけですけど、12ページに施設の位置付、総合計画というのが出てきますが、18ページを見ると総合計画の優先順位第7位になっているのですが、優先順位は文化芸術芸術基本法に基づいて実施しなければならないということなので、当然総合計画の実施計画というのは作らなくてはならない。総合計画、実は平成27年中にまちづくり関係に色々始まったばかりですけど27年度中に出来上がるとすれば、当然、新しい第二次総合計画で取組んだ方がよりフレッシュになり、これはあくまで9月3日版とあるのでこの最終形がですね、我々の任期内なのか任期終わった後の27年の〇月×日になるかわかりませんが少なくとも27年中に総合計画の基本構想ができあがるとすれば12ページそれは放り込むべきなのかなというふうに思います。さっき委員がトイレの問題の改修ですね。18ページにはそのリスク分担というのがあって設備の軽微な改修は指定管理者がおこなうということなんですけど、再三スキー場の話をもち出して恐縮ですが、例えば市が持っている公の設備ですが50万以上の修繕費は市が持つとか、そういった書き方がほとんどだったと思うが、課長のほうが詳しくお持ちだと思うのですが、金額の明記なんかはリスク分担のところに必要があるんじゃないのかわかりませんが。ちょっと疑問点として、インセンティブというのが出てきますが野球選手のイチローなんか、インセンティブ契約でこういう実績を上げれば2,000万もらうとか3,000万もらうとか、そういった事でインセンティブという言葉は聞くのですが、このへんの取り扱いについては、ほんとにどういう風にしたらいいのか、これもさっき言いましたとおり詳しい説明を聞かないと今日一日だけでは判断がつかないのかなあという気がいたしました。職員の専門性に関する、これについては14ページの運営方針が書いてあってマネジメント専門性を持った職員を確保するとされています。というような書き方になっているとですね、25ページの半分から①にしても〇ポチの2番目についても指定管理者の書き出しで最後に専門人材を確保するように努めるというふうな表現にしたというのがさっきの課長の説明ですけどもその下の〇ポチはさっきの説明に1名以上養成することで、そういう書き方になっているのでその辺もまあ整合性が

とれているようで取れていないような書き方になってますし、指定管理者前期終了として5年間のうちに1名以上養成するような事になっているので、まあ5年後ですね10年間の指定管理期間が妥当であるかということはどうなのかということも含めまして、まだまだ検討の余地があるのではないかなというふうに思いました。我々の事が14ページの下段に書いてあって、文化会館管理業務市民・行政検討会議の議論の中で重ねて検討し、直営のままでは解決できない問題が多くという結論になりました。この検討会議の中でというという書き方になってますので、皆さんの同意のもと実施計画が出来上がったと、皆さんの同意が必要あるのかなというふうにしますので、あと文章ばかりズラズラ並び立てたって、法律はさっき私が申しあげましたけど別添で、あるいはイメージ図何かを入れていただくと、普通の人にはわかりやすい。あまり文字ばかりならべても読むのが嫌になるので、所々にイメージ図なんかを入れていただければ非常にわかりやすい実施計画になっていくのかなときがします。

事務局 総合計画の部分は仰るとおりですし、インセンティブの部分とかりスク分散の考え方というのは当初の事務局案の中でももうちょっと細かく書いてあって私も引っかかる部分がありましたので皆さんからまたご意見伺いながら、計画策定できればなと思っています。

委員長 わからないことがあれば文化会館にご意見寄せるということで、今日はこの件については、終わりでもいいですかね。最後に我々の検討会議の中でこういう結論を出しましたと文章が書いてありますし、今日の議題の1で基本計画（案）についても案をとるということで、行政は引き続き積極的に関わっていくという条件付きで案を取る、1番はこれで決まりとし、2番は2週間ぐらいの内に気が付いたことは文化会館の方に皆さんの質問なり、ご意見を寄せるということといたします。3番その他についてご意見はありますか。それでは2時間過ぎました短い時間でしたし宿題も頂きました。また今後とも引き続きお願いいたします。今日のところはこれで閉会します。ご苦労様でした。